

経営企画部振興課関係補助金交付要綱

平成27年4月1日 告示第5号
一部改正 平成30年4月1日 告示第2号
一部改正 令和6年4月1日 告示第2号

(補助金の名称等)

第1条 四日市港管理組合補助金等交付規則（平成18年四日市港管理組合規則第7号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づく経営企画部振興課関係補助金の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は補助率は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(証拠書類の保存)

第2条 経営企画部振興課関係補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、管理者が補助金の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第3条 経営企画部振興課関係補助金の交付申請書の提出時期及び添付資料その他補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）は、廃止する。
 - (1) 四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱(平成21年四日市港管理組合告示第6号)
 - (2) 基幹航路等コンテナ船寄港誘致事業補助金交付要綱（平成22年四日市港管理組合告示第11号）
- 3 旧告示の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日四日市港管理組合告示第2号）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 施行前の経営企画部振興課関係補助金交付要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日四日市港管理組合告示第 号）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 施行前の経営企画部振興課関係補助金交付要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第1条関係）

区分	補助金の名称	補助金の交付の目的	補助事業等の内容	補助額又は補助率	交付の対象
1	定期コンテナ船寄港誘致事業補助金	四日市港に寄港するコンテナ定期航路の拡充並びにモーダルシフトを推進することで、三重県内等の産業の振興並びに環境負荷低減を図る。	新たに開設された基幹航路、アジア航路又は国内航路において、四日市港での船舶の入出港及び四日市港における貨物取扱に要する経費	別に定める。	定期コンテナ航路を運航する船会社等
2	船会社集荷促進事業補助金	四日市港のコンテナ定期航路サービスの維持・拡充、並びにモーダルシフトを推進することで、コンテナ取扱量の増加を図るとともに、環境負荷低減を推進する。	四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた四日市港における貨物取扱に要する経費	別に定める。	定期コンテナ航路を運航する船会社等
3	荷主企業四日市港利用支援事業補助金	コンテナ定期航路の維持・拡充とトラックによる陸上輸送から船舶を活用した海上輸送等への転換を図ることで、荷主企業の利便性を向上させる。	四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた当該物流に関する経費	別に定める。	荷主企業